

令和2年11月18日

関係者各位

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
事業者申入担当理事 今 井 一 成

ご 報 告

当法人は、平成31年3月27日、ウォーターマークホテル長崎・ハウステンボスに対し、早期割引プランにおけるキャンセル料規定の改善を申し入れ、同ホテルには速やかに対応いただきましたので、その旨をご報告します。

従前、同ホテルの「早期割引プラン」については予約後のキャンセルができない内容となっていました。平均的損害を超えるキャンセル料を無効とする消費者契約法9条1号を根拠に改善を申し入れましたところ、同ホテルからは、早期プランについては当日までキャンセル料無料というかたちで、大変前向きに対応いただきました。

以 上